

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【6】」
2. 日時：令和5年8月18日（金）13時30分～15時42分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
畠山安全審査官、伊藤安全審査官
原子力規制企画課 火災対策室
齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長、田邊係長

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 部長 他10名（うち3名はTV会議システムによる出席）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【SA変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種類及び配置の変更）】
 - ・資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改5）
 - ・資料3 工事計画に係る補足説明資料 補足-300【発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料 火災防護について】

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:01 | 原子力規制庁の西内です。それではこれから東海第2発電所の火災感知器バックフィットに係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。 |
| 0:00:10 | それでは前回のヒアリングを踏まえて、主に火災感知器の設計の考え方のところですかね、フロー的なところをちょっと修正いただいていると思いますので、まず変更点、資料の変更点について |
| 0:00:23 | 日本原燃の方から説明をお願いします。 |
| 0:00:29 | 日本原燃の新津です。では資料の方、説明いたします。 |
| 0:00:33 | 本日資料は、三つ準備して、 |
| 0:00:37 | 資料1が確認事項の整理表、資料の2がほつ補足説明資料、 |
| 0:00:42 | 資料3としまして |
| 0:00:45 | その3 |
| 0:00:53 | 説明の方 |
| 0:00:54 | 基本的には、資料2の概要説明の、 |
| 0:00:59 | 補足説明書の方に沿って説明をしていきます。 |
| 0:01:03 | 前回、 |
| 0:01:05 | から変更したところですね、 |
| 0:01:08 | 目を |
| 0:01:11 | まずい |
| 0:01:14 | 8ページ |
| 0:01:21 | 当社ページ8ページのところで基本の考え方の説明のところで火災防護対策を講じる機器等の選定のところに、 |
| 0:01:30 | 火災防護審査基準がこちらで区域、 |
| 0:01:47 | 火災防護審査基準の用語の引用箇所が適切か確認することと、 |
| 0:01:54 | -10 |
| 0:01:57 | の火災防護対象ケーブルに、 |
| 0:02:01 | ホームページの修正箇所は以上となります。 |
| 0:02:05 | 次 |
| 0:02:06 | ではないのです。 |
| 0:02:14 | の動きについて、考え方を説明 |
| 0:02:19 | 時に、 |
| 0:02:42 | Dは、 |
| 0:02:43 | こちらの資料ではですね抜き取る形で中略という形で記載をしています が、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---------------------------------|
| 0:02:49 | スペース |
| 0:02:56 | と、 |
| 0:02:57 | 防護対象機器の、 |
| 0:03:07 | 説明は以上と |
| 0:03:13 | 通しページの 12 ページになります。 |
| 0:03:21 | 確認事項の整理表の方では、 |
| 0:03:24 | 40、 |
| 0:03:32 | 40 のところで火災防護対策の分類フローの火災発生をする |
| 0:03:42 | ご確認いただきましたので、その方が適切であると。 |
| 0:03:50 | 分岐のところですね |
| 0:03:52 | 一つ目を、が、今まで、 |
| 0:03:54 | 3 番目にあっただけです。 |
| 0:03:59 | 多少、 |
| 0:04:03 | 三つ目に、 |
| 0:04:05 | 提供及び |
| 0:04:11 | またこちらでコメントNo. 41。 |
| 0:04:15 | このところで火災が発生 |
| 0:04:20 | 分離されていることを、必要に応じて記載をすることということを、 |
| 0:04:30 | 国に関する記載。 |
| 0:04:32 | 一番最 2 行目の、 |
| 0:04:36 | のところですね。 |
| 0:04:38 | 火災が発生する恐れがないかつ、周辺と区分された |
| 0:04:43 | 対応、 |
| 0:04:47 | ホームページの修正箇所は以上となります。 |
| 0:04:55 | からですね。 |
| 0:04:58 | フローと表を修正、 |
| 0:05:05 | 26 番、 |
| 0:05:08 | こちらで線で組み合わせ及び設置、 |
| 0:05:12 | が明確になるよう整理。 |
| 0:05:14 | した上で説明することという互角に |
| 0:05:19 | 44 番 |
| 0:05:23 | のところでこちらでも、同様に選定リスト及びフローを整理すると。 |
| 0:05:29 | 設計フローの妥当性を確認するため、 |
| 0:05:32 | 法令に選定に至る流れを検証すること。 |
| 0:05:36 | また |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:05:37 | No.の 46 番、 |
| 0:05:40 | 小 20 日 13 について重複している |
| 0:05:46 | ネットナンバーの 47 番。 |
| 0:05:50 | 条件に、 |
| 0:05:55 | フロート表の中で、 |
| 0:05:58 | 反映していく。 |
| 0:05:59 | せ |
| 0:06:03 | イイダ通しページの 13 ページですね、まず一番は、 |
| 0:06:07 | 火災、 |
| 0:06:08 | ソウノ |
| 0:06:14 | 勝木瑛子 |
| 0:06:34 | 今回はですねこちらは |
| 0:06:46 | 火災感知等については火災防護審査基準に記載のある環境条件 |
| 0:06:55 | 東海第 2 発電所におい |
| 0:07:08 | 今日は津野通り、葛西。 |
| 0:07:17 | 考慮すべき環境条件がある場所なのか。 |
| 0:07:20 | また、 |
| 0:07:28 | 三種類に、 |
| 0:07:34 | 使用する間つきが、 |
| 0:07:41 | 火災感知器等の選定としては以上となります。 |
| 0:07:44 | 戻りまして通しページの 13 ページ。 |
| 0:07:49 | 次から、火災感知器等の組み合わせフローということで、まず初めに、 英語 |
| 0:07:55 | をする。 |
| 0:07:59 | ええ。 |
| 0:08:08 | 河川を |
| 0:08:10 | 基に、 |
| 0:08:27 | の無縁、 |
| 0:08:38 | ただし同一の設置場所について、 |
| 0:08:41 | 対して、 |
| 0:08:42 | 2 番目、2 種類目以降の火災感知器等を選択する場合 |
| 0:09:14 | ここからフローとしまして、まず、設置場所、屋外から、 |
| 0:09:27 | 使うタンク、 |
| 0:09:34 | こちらは屋外か、Yesというところで地下タンク、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:09:38 | 閉鎖空間でYESというところで屋内に準ずる場所というところで地下タンクにつきましても、 |
| 0:09:49 | 修正点は非常に、 |
| 0:09:58 | 前のページで、屋外じゃなく、屋内というところになったところ、 |
| 0:10:03 | それぞれ煙感知器熱間つき炎感知方式 |
| 0:10:07 | についてそれぞれ条件を設けて、 |
| 0:10:14 | タッチしない。 |
| 0:10:17 | 煙感知器であれば米を |
| 0:10:19 | であれば、 |
| 0:10:22 | 他の条件に合致する場合には※5。 |
| 0:10:24 | 分岐する |
| 0:10:29 | 引き続いて通しページ 15 ページ。 |
| 0:10:34 | 前のページで、条件に合致しない場合には、※4 からということで、 |
| 0:10:41 | どこの条件にも当てはまらない場合の組み合わせ結果として、 |
| 0:10:45 | 昇給の方にまとめており、 |
| 0:10:51 | とスケジュール 14 ページ |
| 0:10:53 | もいずれかの |
| 0:11:03 | 対売感知器を |
| 0:11:06 | そうで、 |
| 0:11:20 | 検討し、 |
| 0:11:21 | 煙感知器 |
| 0:11:24 | ESD |
| 0:11:29 | 12 ページに戻る。 |
| 0:11:34 | ということで煙感知方式についてすべてA系 |
| 0:11:48 | すべての |
| 0:11:51 | 煙感知方式、 |
| 0:12:18 | 趣味ですね、で、 |
| 0:12:21 | ハンチ方式が、 |
| 0:12:23 | 各、 |
| 0:12:25 | ですのでノーで※11 で別の課長補佐 |
| 0:12:30 | 説明が終了して2種類が終了します。確定しましたら、イエス、 |
| 0:12:38 | ノーにより検討 |
| 0:12:41 | お付けしてありますがそちらが通しページのさ |
| 0:12:58 | 主蒸気管トンネルそう例としてフローの方、 |
| 0:13:02 | 説明いたします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:13:04 | まず初めに、スタートとしまして、火災感知器の選定フロー。 |
| 0:13:08 | では 2 の、 |
| 0:13:10 | 感知器ということで表 8 に示すものを選んで、 |
| 0:13:16 | 続きましてクボサトウ防止。 |
| 0:13:19 | その次に、優先順位として煙感知器を選定いたします。 |
| 0:13:25 | 続きまして検定比、またアナログ式を、 |
| 0:13:43 | それぞれ文字に色をつけておりますがこちらがフローの矢印の色と対応しております。 |
| 0:13:50 | ①から、 |
| 0:13:53 | ここの通り |
| 0:14:04 | 三つ目の分岐ですね、放射線量が高く、交渉する恐れがある場所かというところでYESで、今後に流れていく。 |
| 0:14:13 | ※5 に流れてきたときにですね、①から③については、放射線によって壊れる可能性がございますので、 |
| 0:14:21 | 各環境条件を考慮した |
| 0:14:31 | まだ営農となりますので、※注 2 で、 |
| 0:14:34 | ステイで 34 ページ |
| 0:14:37 | 戻り |
| 0:14:39 | で続いての煙感知方式としましてアナログ式煙吸引式。 |
| 0:14:44 | 建設、 |
| 0:14:59 | 36 ページに、 |
| 0:15:02 | 状況 |
| 0:15:04 | でイエスになって、 |
| 0:15:06 | 組み合わせ結果として表 9 の方に |
| 0:15:11 | こちらが、 |
| 0:15:14 | 設置を検討して、 |
| 0:15:16 | また煙感知方式しか、県 |
| 0:15:31 | 本県 |
| 0:15:38 | の件。 |
| 0:15:47 | 方式の感知、 |
| 0:15:49 | ここに、 |
| 0:15:50 | 行きまして、同様にほう素 |
| 0:15:54 | で環境条件を考慮した感じ。 |
| 0:15:57 | ですべての検討を行った |
| 0:16:01 | のに行きましてまた※注 2 に戻り、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|------------------------------------|
| 0:16:05 | ⑦としまして冷や等式の熱感知器の検討の中でピンクの |
| 0:16:13 | 同じように設置場所の |
| 0:16:25 | 考慮した方が、 |
| 0:16:29 | 0 長野勝木が選ばれるということに、 |
| 0:16:33 | これらについて二つの |
| 0:16:35 | 感知方式が選定終わりますのでいいですね終了となり、 |
| 0:16:40 | フローの説明としては、 |
| 0:16:42 | 以上になります。 |
| 0:16:49 | では、戻りまして、 |
| 0:16:52 | POSページの 17 ページ。 |
| 0:16:54 | なります。 |
| 0:16:58 | 先ほどフローの絵と、 |
| 0:17:06 | あと、 |
| 0:17:07 | 18 の方に、 |
| 0:17:09 | 組み合わせの結果ということで表を、 |
| 0:17:15 | こちらの方で①から、 |
| 0:17:18 | 次のページの⑦までの、 |
| 0:17:29 | こちらですね組み合わせの結果になることから前回ヒアリングで説明した、 |
| 0:17:49 | また、 |
| 0:17:56 | 前回の表 13 |
| 0:18:00 | にしておりました。 |
| 0:18:01 | もちろん、 |
| 0:18:05 | そう。 |
| 0:18:06 | そうしております。 |
| 0:18:10 | 組み合わせの表としては、以上となります。 |
| 0:18:15 | 最後に 18 ページの、 |
| 0:18:18 | ところで、今日も、 |
| 0:18:20 | 下のところですね。 |
| 0:18:22 | 設置の考え方について |
| 0:18:35 | やっぱ、 |
| 0:18:49 | 箇条書きで、 |
| 0:18:50 | 面接対象火災、 |
| 0:19:09 | また、 |
| 0:19:10 | 多少、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 0:19:14 | 6、 |
| 0:19:27 | 設置 |
| 0:19:27 | の方としては以上となります。 |
| 0:19:30 | 続きまして通しページの 19 ページ。 |
| 0:19:33 | なります。 |
| 0:19:35 | こちらでは、火災防護審査基準によらない分類としまして、 |
| 0:19:40 | 前回から変更はしていないんですが、対象、Bの |
| 0:19:46 | 場所の、 |
| 0:19:48 | 対象火災、 |
| 0:19:57 | になります、 |
| 0:20:02 | 火災感知器を 1 種類のみ設置する場所について火災感知器の配置経過 |
| 0:20:28 | でもスライド、説明資料の変更点の説明の方に戻りますか。 |
| 0:20:36 | 通しページの 21 ページですね。 |
| 0:20:44 | こちらが確認事項のNo.52、 |
| 0:20:48 | なります。 |
| 0:20:53 | 表 11 で、記載をしている配置、個数の見直しの理由を適正化すること。 |
| 0:21:00 | 一部火災 |
| 0:21:07 | を適用 |
| 0:21:25 | では、続きまして修正点として、 |
| 0:21:31 | 24 |
| 0:21:37 | こちら、 |
| 0:21:43 | になります、 |
| 0:21:45 | 消防法に基づき、1 種類のみを設置する計画の選択の火災感知器 |
| 0:21:56 | A4、4.4. 2 としまして、障防法、 |
| 0:22:02 | 等に基づく、 |
| 0:22:23 | 消防法または建築基準法に基づく |
| 0:22:28 | 香典式。 |
| 0:22:46 | 20 メートル以上であれば、 |
| 0:22:49 | ジーンアイ微粉水蒸気が多量に滞留する。 |
| 0:23:04 | 基本のものとして香典式、 |
| 0:23:16 | きます。 |
| 0:23:30 | 改めてちょっと、今回 |
| 0:23:48 | 資料の修正点としては以上となります、 |
| 0:23:52 | コメントですね、一つ、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:24:01 | コメントNo.の 35 番ですね。 |
| 0:24:04 | 煙吸引式検出設備の、 |
| 0:24:07 | 休園高について、図の 1 で能力的にカバーできていることを説明する。 |
| 0:24:13 | と資料 3 に、 |
| 0:24:17 | こちら補足 300 となっておりますが、既工認においてお出ししている。 |
| 0:24:26 | こちらA-A |
| 0:24:28 | フィックスが、この 3-11 の 6 ページの方で、 |
| 0:24:33 | 煙吸引式の検出設備の仕様を記載しておりますが、 |
| 0:24:37 | こちらの項目の三つ目のところで、 |
| 0:24:40 | 設定検知濃度としまして、旧遠方にこの場合は、各九電工の濃度が 10%で検知ということで、 |
| 0:24:49 | また、感知勤務者相当の能力を持っていることを記載しており、 |
| 0:24:58 | 資料の修正点の説明としては、以上となり、 |
| 0:25:06 | 同規制庁ニシウチですありがとうございます。じゃあ規制庁から事実確認を進めていきたいと思います。 |
| 0:25:16 | 衛藤規制庁イトウです。それではちょっと幾つか質問をさせていただきます。 |
| 0:25:22 | 今日は一応そのメインがフロー投票の確認なのでそこをまず、 |
| 0:25:29 | 確認させていただきます。 |
| 0:25:31 | あと、フロー週数、修正というか、見直してもらいまして、 |
| 0:25:38 | それに何をやってるかっていうのが見えやすくなったかなという感じはしておりますと。 |
| 0:25:46 | その上でなんですけど、 |
| 0:25:51 | ちょっと、 |
| 0:25:52 | 気 2 名流れの確認ですけど。 |
| 0:25:56 | 例えば、通しの 34 以降、フローの検証で実際に、 |
| 0:26:02 | やってくださってるところでですねこれは要するに、 |
| 0:26:07 | 儘田小 8D、 |
| 0:26:10 | 何ていうかな、まざっちゃ。 |
| 0:26:14 | 環境条件、 |
| 0:26:15 | 幾つか考えて |
| 0:26:17 | 感知系の方の候補を挙げてますと。 |
| 0:26:21 | 具体的な個別の |
| 0:26:25 | 火災区域区画に何を置くかっていうところは、 |
| 0:26:31 | 表 8 のものを一つずつやっていくという流れ。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:26:37 | ですか |
| 0:26:40 | 原燃のニイツです。 |
| 0:26:44 | はいはいはい。わかりました。 |
| 0:26:49 | はい。 |
| 0:26:49 | そうすると、 |
| 0:26:53 | と、 |
| 0:26:53 | 主蒸気管トンネル室Ⅱの方はいいんですけど、次の |
| 0:26:59 | 通し 37 ページ。 |
| 0:27:02 | 結構外科、三階の通路部の、 |
| 0:27:06 | 例がありますよねと。 |
| 0:27:08 | これは結局熱感知、 |
| 0:27:12 | 熱間ちいきはOKないってところになってる。 |
| 0:27:18 | だと思っんですけど。 |
| 0:27:19 | ちょっと一つ質問なのは熱感知カメラっていうのがここに入ってきてないか書いてきかないのって、どういう理由なんでしたっけ。 |
| 0:27:53 | 表 8 には書いてあるけど、 |
| 0:27:56 | フローのところでは出てきてないなという、そういう質問なんですけど。 |
| 0:28:12 | 原燃のニイツです。衛藤そうですねと熱感知カメラについてちょっと記載されていない点について、 |
| 0:28:21 | ちょっと、 |
| 0:28:22 | 記載がアノモリ |
| 0:28:32 | と同じ。 |
| 0:28:33 | 流れとなりまして実際に検討を行うと。 |
| 0:28:37 | 緑の矢印のルートを回って、 |
| 0:28:40 | なので今本来④で非アナログ式熱感知器とか |
| 0:28:46 | 青い |
| 0:28:47 | でね。 |
| 0:28:49 | が緑のルートで、次のこの菅地区の件。 |
| 0:28:54 | 規制庁江藤です。わかりました。1 個 1 個、検討するうちの一つでは入ってるけど書き忘れてるってことですね。 |
| 0:29:02 | 申し訳ない。はい、わかりました。それは、 |
| 0:29:05 | 書いていただければと思います。 |
| 0:29:08 | あとちなみに |
| 0:29:11 | 熱感知方式の中で優先順位として、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:29:16 | 非アナログ式防爆型等ヒアなど縮式熱感知器で、防爆型が先に来ている理由は何でしょうか。 |
| 0:29:43 | 県連の三つです。こちらにつきましては優先順位としてはどう |
| 0:29:50 | どちらが先でも |
| 0:29:54 | はい同列同列んと。 |
| 0:29:58 | 規制庁伊東です。とりあえずわかります。 |
| 0:30:02 | それからですねフローの関係でいうと、 |
| 0:30:09 | ちょっと |
| 0:30:11 | 組み合わせフローの一番下に、表 9。 |
| 0:30:17 | 組み合わせ結果を表 9 に示すとあって、 |
| 0:30:21 | ちょっとここが、 |
| 0:30:25 | ちょっと位置付けをはっきりさせておきたいんですけど、これ |
| 0:30:31 | どこを見ればいい、 |
| 0:30:34 | 例えば当時 36 ページですと、 |
| 0:30:40 | 煙感知器の方で、 |
| 0:30:43 | ④がおりてきた段階では、 |
| 0:30:47 | まだ組み合わせは決まってないですよねと。 |
| 0:30:51 | 何かここで供給が出てきちゃうのは、若干その違和感があつてですね。 |
| 0:31:03 | うん。 |
| 0:31:05 | それこそ組み合わせ結果を外す。 |
| 0:31:07 | 最初結果みたいなのところなんじゃないのかなと思うんですけども、ここに入れていた理由は、 |
| 0:31:13 | ありますか。 |
| 0:31:28 | 原電のニイツです。衛藤。 |
| 0:31:32 | 順番に煙感知器である |
| 0:31:40 | 今回 |
| 0:31:53 | 記載場所については検討させていた。 |
| 0:31:57 | はい規制庁イトウです。 |
| 0:32:01 | 検討いただくというところですけど、何か今、今この場で方向性みたいなところって言ったりしますか。 |
| 0:32:19 | 県連の室井でございます。 |
| 0:32:21 | このフローのですね見直しを社内でやはり議論したときにですね、同じ観点で少し我々も悩んだところがあるんですが、 |
| 0:32:29 | 今のニイツが一補足でご説明させていただいた通りですね。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:32:33 | 一つ目の建築ができた時点でこの表 9 のところに穴を埋めていくようなことで、行為をやっていることから、ここに収めたんですけども、 |
| 0:32:42 | ただこの組み合わせ結果ということをやっぱり最終的には最後にあった方が適切なんだろうという今ちょっと思いもありますので、 |
| 0:32:53 | より、 |
| 0:32:55 | わかりやすくするためにです。 |
| 0:32:57 | 方向性としては、 |
| 0:32:58 | 後ろの方に持って、 |
| 0:33:01 | いこうかなと今ちょっと、 |
| 0:33:06 | はい、セイトウです。 |
| 0:33:08 | わかりました。 |
| 0:33:12 | あります。はい。 |
| 0:33:18 | 何か。 |
| 0:33:19 | 何ていうか、組み合わせ、今さっきおっしゃっていただいたように組み合わせの結果っていうとやっぱり 2 種類の結果っていうイメージで読んだので何かここじゃないのかなってヒガシたんですけど、もしはどれもちろん 1 個決まったらそこで組み合わせの 1 個目が決まるって意味では多分そこにあるんですよ。だから |
| 0:33:34 | そう意味で誤解がないようにしていただければそれでいいのかなと思っていて、 |
| 0:33:38 | ていうくらいですねまた別に後ろに持ってきてもらってもいいですし、今のままでもいいんですけど今のままだとちょっとちゃんと意味合いをもう少し誤解がないようにっていうふうにだけご留意いただければいいのかなとは思っています。 |
| 0:33:49 | やっていることはわかりましたのでちょっとまた資料は充実化いただければと思います |
| 0:33:59 | 衛藤木曾イトウです。 |
| 0:34:01 | 続きまして、ちょっとここ、これ以降、細かい話なんですけれども、 |
| 0:34:10 | 何て言うんですかねちょっと、 |
| 0:34:12 | 用語の統一というか |
| 0:34:16 | 記載ぶりのところ細かいところなんです、えっとですね。 |
| 0:34:23 | フローの |
| 0:34:25 | フローそのもの、 |
| 0:34:28 | でいくと投資の、 |
| 0:34:33 | と 13 ページですか。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:34:36 | 通しの 13 ページで、 |
| 0:34:40 | 一番上で火災感知器及び検出設備を火災間月等と定義してますと。 |
| 0:34:49 | 基本火災感知器等ってスコアと書いてあるんですけど、14 ページの一番上、 |
| 0:34:57 | 通しの 14 ページ一番上で煙感知方式ねⅡのこの四角のところは、頭がついてないんですよ、ここって |
| 0:35:08 | 外してる理由ってありますか。 |
| 0:35:12 | 県の新津です。こちらについてもちょっと、 |
| 0:35:16 | 等というのが、江藤多田式と、 |
| 0:35:19 | あそ、 |
| 0:35:20 | ありました。 |
| 0:35:22 | そこはちょっと追記いただければと思います。 |
| 0:35:26 | 近年の三つです承知いたしました。 |
| 0:35:28 | はい。 |
| 0:35:31 | それからですね |
| 0:35:34 | 表、すいません、通しの 16 ページ。 |
| 0:35:40 | 章はちい。 |
| 0:35:47 | ちょっとここもう、 |
| 0:35:49 | 資料の他の部分との平仄っていう意味でいうと表 8 で米印をつけていると思うんですけど、 |
| 0:35:57 | 等においては |
| 0:36:00 | 今度は出力金融事業星条旗障害物を考慮すべき火災区域区画はないというふうに書いてあって、 |
| 0:36:08 | 一方で、 |
| 0:36:12 | 投資のう。 |
| 0:36:14 | 24 ページの 1 種類設置のところだと、 |
| 0:36:19 | ジーンアイ微粉水蒸気が滞留するっていうやつが出てくるんですよ。 |
| 0:36:23 | なのでこの表 8 の米印は要するに異なる 2 種類置くところに、 |
| 0:36:30 | 限定した話っていうことを、 |
| 0:36:33 | ですかね。 |
| 0:36:35 | 原燃の新津ですおっしゃる通りこっち、16 ページの方は 2 種類つけるところに限定した話となり、 |
| 0:36:43 | 規制庁井藤です。よく読めばわかるんですが、ちょっと表 8 の※のところだけ見ると誤解しちゃうので、何かしら追記をいただいた方がいいのか、いいのかなと思います。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:36:59 | 元のニイツでちょっと記載について、 |
| 0:37:04 | セトイトウですよろしくをお願いします。 |
| 0:37:08 | あと、 |
| 0:37:10 | ついでに |
| 0:37:12 | この※のところ |
| 0:37:14 | 障害物、ちょっと前、前回のヒアリングでも言いましたけれども、障害物を考慮すべき火災区域区画はないと書かれていますと。 |
| 0:37:25 | それで |
| 0:37:28 | ちょっと前回続いて念のため確認させてもらいたいですけれども、 |
| 0:37:34 | 例えばバーですね他の先行のプラントだと、 |
| 0:37:42 | BWRの方ですけど、新燃料貯蔵庫とかは、蓋が閉まっているし、中にラックがあったりするし、 |
| 0:37:55 | この間付の設置の仕方に工夫が必要だったりとか、 |
| 0:38:00 | 等、 |
| 0:38:02 | 等、 |
| 0:38:03 | 配管とかサポート類とかがある区画で、 |
| 0:38:07 | 火災感知系。 |
| 0:38:10 | だけだと網羅的にできないようなところがあって、隣の格納感知器をちょっと、 |
| 0:38:18 | 兼用する形にしたりだとか、そういう障害物有井のパターンが結構それなりにあるところはあるんですね。 |
| 0:38:27 | 東海大にはそういうものはありませんという、その理解で本当によろしいですかという確認です。 |
| 0:38:51 | 原電の新津です。おっしゃる通り、 |
| 0:39:00 | セトイトウです。わかりました。 |
| 0:39:06 | それじゃあ、次のページ。 |
| 0:39:10 | に行きまして、表 9 ですね。 |
| 0:39:17 | 的確の分類が、①から⑦って、 |
| 0:39:23 | ありまして、すいませんちょっとここも書き方の話なんですけど、8メートル未満以上だと何が8メートルなんですかねっていうところなんですよね。ちょっと、 |
| 0:39:35 | 補っていただければと。 |
| 0:39:39 | 懸念の三つで処置いたします |
| 0:39:43 | それから、表 9 等、標準の、 |
| 0:39:49 | 対応関係なんですけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:39:54 | 一言で言う等、 |
| 0:39:56 | 標準のCっていうのは、表 9-6 と 7 のことであると、そういう理解でよろしいですか。 |
| 0:40:12 | 原電のニイツです。 |
| 0:40:15 | 表中のCとなっている |
| 0:40:18 | 供給の中の、 |
| 0:40:35 | そういうところですか。すいません①と②の箇所っていうのは、 |
| 0:40:40 | あれですかね今回、 |
| 0:40:43 | 標準のCで、※2 がついている二つのことですか。 |
| 0:40:48 | 原理のみ。 |
| 0:40:57 | 宗令和すいませんそれってあれ。 |
| 0:41:06 | 丸一般火災区域区画の中 2、 |
| 0:41:10 | 消防法施行規則適用対象ではないものが入るというそういう整理になる。 |
| 0:41:19 | 原電の新津です。 |
| 0:41:22 | 岩瀬としましては、こちらの |
| 0:41:29 | 見に行きたい。 |
| 0:41:30 | こちらの場所については建屋ではないので消防法適用外ということで設置の考え方としては、こちらの。 |
| 0:41:47 | 社長すみません |
| 0:41:49 | この常設低圧代替注水系ポンプ室と緊急用海水ポンプとは、 |
| 0:41:57 | これ屋外 |
| 0:42:00 | 屋外ですかオクないですか。 |
| 0:42:04 | 原燃のニイツです。 |
| 0:42:07 | にはなりますが、青天井ではなくて、 |
| 0:42:18 | この二つが適用対象ではない理由は、屋外であるからっていう理解でいいですか。 |
| 0:42:25 | 原燃の三つです。 |
| 0:42:36 | ちょっとややこしいですね。 |
| 0:42:39 | そう。 |
| 0:42:39 | まず、ちょっと次に聞こうと思ってたのが、供給の⑥が屋外の火災区域区画っていう書き方をしている、屋外って書くと、 |
| 0:42:50 | 屋外の改革企画が全部⑥に入るように見えますよねまずこれ、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:43:03 | ⑦の地下タンクも結局屋外であるという話だと、⑥との区別の仕方をちょっと考えて欲しいって、次聞こうと思ってたんですけど、①の中にも屋外が、 |
| 0:43:15 | あるっていう、①と②ですね。 |
| 0:43:18 | あるんですか。 |
| 0:44:11 | そうですねちょっと。 |
| 0:44:15 | 衛藤イトウでちょっと追加でいいでしょうか。 |
| 0:44:19 | 追加でいいですかはい。 |
| 0:44:21 | ちょっとフローとの整合性も確認をしておいていただきたいくて、 |
| 0:44:26 | えっとですね、10 通しの 10、 |
| 0:44:30 | 3 ページか。 |
| 0:44:33 | 13 ページ、 |
| 0:44:37 | 設置場所が屋外化で、屋外のもの全部イエス側に行くはずなんですよね。 |
| 0:44:47 | 等、 |
| 0:44:48 | イエス側に行くとは一般の方には行く。 |
| 0:44:54 | ①とか②の方には 1 か。 |
| 0:44:57 | ないかと思ったんですが行く場合もあるんですかちょっとすみません。 |
| 0:45:07 | 原電のニイツです。 |
| 0:45:08 | 13 |
| 0:45:09 | 飯野。 |
| 0:45:11 | 四角の箱で囲っている何か、 |
| 0:45:29 | あるとる。 |
| 0:45:31 | ものが出てきて、 |
| 0:45:33 | 0102 と同じもの。 |
| 0:45:36 | になる。 |
| 0:45:39 | すみません今資格とおっしゃったのはどこの四角の話で申し訳ない。現実、 |
| 0:45:45 | 一昨年ページ 13 ページのところ、 |
| 0:45:49 | 下の分岐ですね、屋外か、イエス。 |
| 0:45:56 | 下側の四角です。 |
| 0:46:00 | これは※9 にいて、 |
| 0:46:03 | 火災を有効に検知できるよう、火災感知器等を設置。 |
| 0:46:08 | というところで、 |
| 0:46:11 | 設定し、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:46:13 | これすいません※9 から、 |
| 0:46:17 | 組み合わせ結果、組み合わせのところに行って、 |
| 0:46:21 | ふうん。 |
| 0:46:25 | 姫野。 |
| 0:46:26 | そうです。その※9 に行く前のところの四角の中で、個別の経営企画に対して組み合わせ、 |
| 0:46:36 | 屋外につきましては、 |
| 0:46:39 | こちらで |
| 0:46:42 | 0102 とルー |
| 0:46:44 | 6 でした。 |
| 0:46:47 | ⑥。 |
| 0:46:48 | の内容で※9 から、それぞれ有効に感知できるように設置ということでこちらが審査基準によらないところとなるため、 |
| 0:46:58 | 標準のほうに整理をしており、 |
| 0:47:18 | メキセイトウですなんていうかパッとパッと見た感想なんですけど、屋外は屋外でやっぱり分けた方がいいんじゃないでしょうか。 |
| 0:47:28 | ①と②に無理やり含めなきゃいけないですか。 |
| 0:47:31 | すいませんちょっとややこしくなっちゃってまして申し訳なかったんですけども、 |
| 0:47:35 | 基本はですね屋外だということだと思ってますイマイニイズの方ですね、0102 をちょっと絡めて発言させていただいたのは、 |
| 0:47:47 | フロア13、 |
| 0:47:49 | 13 |
| 0:47:53 | 屋外であって閉鎖空間で、 |
| 0:47:59 | 今度オク |
| 0:48:09 | 版的に |
| 0:48:16 | 標準の方におきまして、 |
| 0:48:20 | 消防法施行規則 23 条 4 項の適用ではない、多少間違いありませんので、基本的には、 |
| 0:48:27 | 表 9 の⑥に該当するという整理かなと思って、 |
| 0:48:33 | ただその上で、7 番も、屋外っていう整理になるはずなんで、ここ 6 なら少し私どもももう少し整理が、整理を適正化したいなど。 |
| 0:48:46 | はい。 |
| 0:48:47 | 土岐セイトウです。 |
| 0:48:50 | すいません。さっきの屋内に準ずるっていう、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:48:56 | 屋内に準ずる。 |
| 0:49:05 | すいません。標準の※1と※2は、何が違うんですたっけ。屋内に準ずるっていうのは、 |
| 0:49:13 | 同じなんですか。 |
| 0:49:27 | 原電のニイツです※1※2に関しましては |
| 0:49:35 | 内に準ずるという考え方は同じ考え方。 |
| 0:49:40 | 違いとしましては、※一井についてはマンホール部分、 |
| 0:49:45 | 設置をするというのが、別のページでちょっと説明を入れさせていただいて、 |
| 0:49:50 | ほぼ |
| 0:50:17 | アベ |
| 0:50:20 | へと。 |
| 0:50:21 | 対策室のさ |
| 0:50:25 | ちょっとゆっくり目に確認させてもらいたいんですけど。 |
| 0:50:29 | 屋外の、 |
| 0:50:31 | 火災区域の説明って、表で言うと、 |
| 0:50:36 | 表の9の通しで18ページの |
| 0:50:39 | ところで⑥番っていうのと⑦番っていうのがそれに特化したような組合、まず感知器の組み合わせってことで、 |
| 0:50:50 | 通しの10、 |
| 0:50:52 | 9ページの表中と。 |
| 0:50:55 | いうところで、Cというところが、これが屋外の、 |
| 0:51:00 | 話をしていると。 |
| 0:51:02 | いうことですよね。 |
| 0:51:04 | まずそこはまず間違いないですよ。 |
| 0:51:07 | 定年のニイツですけど間違い。 |
| 0:51:11 | はい。火災対策室の |
| 0:51:16 | 通しの19ページの標準のCのところっていうのは、基本的にはその上のページの⑥番と、 |
| 0:51:25 | ⑦番と、どのように関係があるのかと、いうことを、きちっと説明しないと、 |
| 0:51:34 | いけないと思うんですけども、ここで今具体的に該当場所って表、標準のね、右下の該当場所っていうふうに書いてあるもののうち、 |
| 0:51:46 | 多分、上二つが⑥番なんです。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:51:57 | てついてるところが、これが多分⑦番の組み合わせのところを指しているんですよ。 |
| 0:52:05 | そうです。 |
| 0:52:06 | だからその関係が、まずこの標準のところで、 |
| 0:52:10 | きちっと表 9 と整合とられてなくて、今、説明が書かれてないところだと思うんですけども、まずそこを理解されてます。 |
| 0:52:24 | 現存 |
| 0:52:30 | はい。火災対策室の齋藤です。そうすると、そのまず※1 のところっていうのはどういうところなのかっていう説明が、要は、上で書いてある丸、7 番のところかな、のところの話と一緒に合わせて書いてないと。 |
| 0:52:46 | きちっと整合とれてないですよっていうのがまず一つ目の話です。それから、 |
| 0:52:51 | 次の※2 のところなんですけれども、これに行って、 |
| 0:52:57 | 表 9 の⑥番でも⑦番でも、 |
| 0:53:01 | 基本的にはないところ、 |
| 0:53:03 | ていう感じになるわけですよ。そうするとフローチャートのその組み合わせの、 |
| 0:53:08 | ところで①とか②とかいうのを、 |
| 0:53:11 | どうやって、個別にどうやって採用してるんですかねと。 |
| 0:53:15 | いう話を小部にきちっと捕捉しないといけないんですけども、 |
| 0:53:20 | そこが多分その関係の話として不十分だと思うんですよ今の説明を聞いている |
| 0:53:28 | そその場合、 |
| 0:53:31 | ヤタとして①番②番をどのように採用するのかという補足説明をするのか、それともこの組み合わせの中で屋外のところに特化したのが⑥とか⑦とかいうのがあれば、 |
| 0:53:44 | 屋外の設計として、もう一つ考え方があるんですよっていう⑧番っていうのを追求してやるのかどっちかだと思うんですけども、 |
| 0:53:54 | 今あれ私が確認している意図ってご理解いただけますかね。 |
| 0:54:06 | 原電の新居。 |
| 0:54:08 | 表 9。 |
| 0:54:16 | はい。火災対策室の齋藤です。だからまずそこをまずきちっと埋めないで説明がまずアノで、 |
| 0:54:23 | 不十分ではないですよ。そうするとですね、もう一つ言うと、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:54:27 | ⑥番が今、屋外の火災区画、火災区域火災区画って書いてあるんですけども今この、 |
| 0:54:34 | Cの部分の※2のところを見てみると、 |
| 0:54:38 | 要は、屋外の火災区画なんだけど⑥番と、この※2のところでは条件が違ってますよね。 |
| 0:54:46 | 米、⑥、 |
| 0:54:48 | 火災、 |
| 0:54:51 | 多分天井が抜けているとか、 |
| 0:54:53 | 他の条件がくっついてるような屋外の火災区画な。 |
| 0:54:59 | ※2 |
| 0:55:00 | ところは⑥番でも⑦番でもないような、 |
| 0:55:04 | 何かの条件を満たしているような火災区画だと。 |
| 0:55:10 | 区画だと思うんですけども、だからそういう条件としてきちっと性、説明をしないと、多分このCの標準のCのところ、 |
| 0:55:20 | 順番に、議事 |
| 0:55:22 | 説明として、やっぱりちょっと足りないよなというふうな、 |
| 0:55:25 | 感じになるんですけどもそこご理解いただけます。 |
| 0:55:31 | 元の三つです。理解 |
| 0:55:35 | はい、ということで資料の適正化をお願いいたします。はい。私からのこの部分の補正 |
| 0:55:50 | 規制庁の西内です。せつかくちょっと対応の表の話になったのでちょっともう少しなんですけど、 |
| 0:55:55 | さっき説明の中で、 |
| 0:55:58 | 13 ページですかね投資の、 |
| 0:56:02 | 通しの 13 ページ |
| 0:56:04 | 屋外でイエスになって、 |
| 0:56:08 | 米印 9 に行くじゃないですかと。で、 |
| 0:56:12 | 米印 9 に、食うときに、 |
| 0:56:17 | さっき説明だと、この米印 9 っていうのは要は、その個別の区域区画ごとに、もう個別にこれは具体的な組み合わせを検討するんだっていう発言があったと思うんですけど。 |
| 0:56:29 | 多分その場で組み合わせフローに明確にも書かれてないんですよ。 |
| 0:56:32 | 組み合わせフロー上だと、何も組み合わせがないまますって言っちゃってるようになってるので、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:56:38 | ちょっとそのフローとの関係っていうのはそこが明確じゃないかなとは思いました。イメージ的には多分ここで組み合わせフローのところではもう個別具体的に組み合わせを検討っていうようなイメージっていうふうに理解したんですがそれは合ってます。 |
| 0:56:52 | ちょっとイメージ違いますと。 |
| 0:57:06 | 下のニイツですそうですね。 |
| 0:57:13 | 組み合わせを検討という |
| 0:57:24 | 規制庁ニシウチです記載した方がいいというか、今の頭に何も書かれてないのでだから多分お互い行き |
| 0:57:30 | 認識が多分ずれていくんですよね多分ナカマアノ目明確にしておいた方がいいかなと思いますけど、ちょっとその考えてることがわかるようにまずは記載をいただければと思いますと。 |
| 0:57:41 | さっきのサイトウとの話の中で結局このフローとの関係性をちょっと明確にっていう話だったと思うんですけど、 |
| 0:57:48 | あと、 |
| 0:57:49 | ちょっと江藤別、列がずれるんですけど、 |
| 0:57:54 | 14 ページのところ煙ネット本、本当はちょっと何もないんですけど、煙熱について、高さ 20 メートル以上とか、引火性発火性とかっていう条件書いてますよね。で、 |
| 0:58:07 | その上で、 |
| 0:58:11 | 等、 |
| 0:58:15 | あ、ごめんなさい。 |
| 0:58:17 | イエスとの勘違いしてた。いや、大丈夫ですすいません。大丈夫です。すいません。 |
| 0:58:21 | はあ。 |
| 0:58:23 | 結局ちょっとすみません私が理解できてなかったんですけど、 |
| 0:58:29 | いわゆるその①、表 9 の①②、 |
| 0:58:34 | ていうものは、 |
| 0:58:44 | フローの方の 14 ページのフローの例えば煙の方で言うんですよ。 |
| 0:58:50 | ひし形のボックス四つ環境条件あげてると思うんですけど、これらが全部ノーになったものが①だって理解でいいんですけど。 |
| 0:58:59 | 原電の新津です。そうですね煙感知器の当間。 |
| 0:59:02 | 環境条件の①②のところは、すべての方で選定 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:59:08 | 規制庁ニシウチです。逆に例えば煙の一番上の 20 メートル以上の場所かっていうところで、イエスに行くのであれば、これは表 9 で言うところの③に該当する。 |
| 0:59:23 | とか該当なしだから、表 9 に出てこないのか。 |
| 0:59:25 | 表 9 には出てこなくて何か該当なしで、 |
| 0:59:30 | 0 |
| 0:59:32 | 引火性発火性のやつとかが表 9 で言うところの⑤になるわけですね。 |
| 0:59:40 | 三つですねその⑤になります。 |
| 0:59:43 | そういう意味では多分このフローが一全体を多分まとめるフローになるんじゃないですか。番号とかを多分リンクづけしておけば多分より明確になるのかなっていう気はしますね。ちょっとそこをしておいていただければ、 |
| 0:59:55 | 我々もちょっと理解がしやすいのでちょっとお願いしてもいいですか。 |
| 0:59:58 | 元年度の |
| 1:00:01 | そうした時にさっきちょっと先にこっちはしゃべっちゃいましたけど、さっき米印 9 のこの流れのラインの中に、個別に感知器組み合わせるっていうようなボックスが 1 個入るみたいな話をしたじゃないですか。 |
| 1:00:14 | そうするとそこが多分⑥のイメージになるっていう⑥と⑦なのか。 |
| 1:00:19 | というような感じで対比が関係がすごい明確になるのかなっていう気はしたんですけど。 |
| 1:00:25 | ちょっとそういう意味でちょっとこのフローと個別の表とかをリンクづけをちょっと明確にわかるように、Word はワードはすごい気をつけていただいて、同じような表現使っていただいでるんで多分こうなんだろうなっていうのはあるんですけど、さっき確認したような部分で、部分もちょっと抜けが、 |
| 1:00:40 | ちょっと細かいところであるので、ちょっともう少し明確にそこをさせていただければいいかなと思います。 |
| 1:00:45 | よろしいでしょうか。 |
| 1:00:47 | 元の日程です処置。 |
| 1:00:50 | あと 1 個だけすみません。藤。 |
| 1:00:53 | ちょっとそういう意味では、 |
| 1:00:55 | B、イトウが確認してた中で、 |
| 1:01:01 | 結局屋外が何なのかっていうのは明確にさせていただくとですけど、結局、今、日本原燃が屋外の火災区画だから、13 ページの一番最初のボックスで、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:01:13 | イエスに行く設置場所屋外勝手のでイエスに行くもの、具体的にこういうものがありますっていうのはちょっとわかるようにちょっとまとめておいていただいてもいいですか。 |
| 1:01:23 | 結構数ありますかねそんなないですよ。 |
| 1:01:28 | 元のニイツです。具体的に、屋外となるものにつきます |
| 1:01:34 | て次の |
| 1:01:41 | これで全部ってことなんでしたっけ。 |
| 1:01:43 | そうですね、わかりましたわかりましたありがとうございます。衛藤も全部図面もついてきてるんでしたっけ。 |
| 1:01:52 | 原燃のニイツですとですね図面の方にも入っており、 |
| 1:01:56 | ありがとうございますちょっと内容を確認してさっき言った※1※2の話、説明ありましたけど、多分説明いただいている内容が書いてないからわからないっていう多分だけだと思うので、まず |
| 1:02:07 | 米印1の記載の充実っていうところをお願いします。 |
| 1:02:11 | 元の日でそっち。 |
| 1:02:20 | はい規制庁の伊東です。 |
| 1:02:23 | 一応、フロート表の、 |
| 1:02:29 | 全体的なところ、私からは以上なんですけど一応、一通り行きますかね。 |
| 1:02:37 | どうぞ、どうぞ。 |
| 1:02:40 | 規制庁西内ですすみませんちょっとさっき聞きイソベたんなんですけど、イトウからの障害物の話。 |
| 1:02:45 | 確認して該当ありませんという回答だったと思うんですけど。 |
| 1:02:48 | 当日程、多分フィード比較でBWっていうだけでもかなりCvナカせないと思いますし、 |
| 1:02:57 | ちょっと私はちょっと現地見たことないなんですけど、現地に行った人の話聞くと、やっぱりなんか狭い印象を受けるっていう方がよく聞くんなんですけど、そういう意味では、本当はないのかっていうのはすごい。 |
| 1:03:08 | 私がちょっと見たことないからなんだと思うんですけどすごい疑問で。 |
| 1:03:12 | あるはあると思うんですね絶対配管のサポート類とか結構狭いところはどうせ狭隘なところについてると思うので、それはあれですかね、そういう障害物とかあるんだけど、それを |
| 1:03:24 | もう1個別の角度からつけるとか、そういうことでカバーするから要はか言えば感知器の設置方法とか数でカバーするようなことを考えてるっていう理解なのか、いや、普通に障防法の考え方で |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:03:36 | 何平米当たり1個ずつっていう感じで置いていたら普通に満足できそうなイメージなのか、どういうイメージちょっとどっちのイメージに近いのかなっていうのをちょっとは、 |
| 1:03:44 | 今現時点で何か説明できることがお聞きしたいんですけど。 |
| 1:03:48 | 何か個人的には何か前者のイメージなのかなと思ってたんですけど。 |
| 1:03:53 | 元の三つです。先ほどおっしゃられた先の、 |
| 1:03:57 | 椎野藤 |
| 1:03:58 | 障害物になるものがあつたとしてもその回り込む形 |
| 1:04:06 | 規制庁ニシウチです、それもちゃんと消防法施行規則通りに、設置できる場所があつて、そこにおきますってそういうことでもいいんですよ。 |
| 1:04:20 | はい、わかりましたありがとうございます。 |
| 1:04:44 | 火災対策室の田部ですけれども、 |
| 1:04:49 | 何点か質問させていただきます |
| 1:04:51 | 通しの12ページのところなんですけど、 |
| 1:05:00 | ※1 カラースタートして、四角があつて、引き方があつて、2番目のひし形と3番目のひし形で質問なんですけど、 |
| 1:05:10 | これって結局、 |
| 1:05:13 | 聞き方もイエスになると、右側では一つの四角になりますけど、これわざわざ二つの比嘉谷井、分けた理由ってのは何か |
| 1:05:48 | 元のニイズです。こちらの記載を二つに分けた理由としましては設置許可の記載。 |
| 1:05:56 | が二つ。 |
| 1:05:59 | フローとしても二つ。 |
| 1:06:07 | その点、理解 |
| 1:06:17 | とですね、フローの話なんですけど、ページでいきますと、36ページの |
| 1:06:24 | 市場機関等ネル室の例を、のところでちょっと質問させていただきますけど、 |
| 1:06:32 | えーとですねちょっとわからないのが、左上の、 |
| 1:06:36 | ※5 からというところで菱形にきて、 |
| 1:06:40 | 環境条件を考慮した火災感知器等かっというところの、 |
| 1:06:46 | はい。 |
| 1:06:47 | 条件を、 |
| 1:06:49 | 考慮しない火災感知器ってのは、これは何を指してるのかちょっとわからないんです。 |
| 1:06:56 | 原燃の新津です。今回フロー |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:06:59 | ましては、1000 |
| 1:07:00 | ところで等に考えられる環境条件すべてを、 |
| 1:07:04 | 考慮した上でのセトラインナップをすべてしております。 |
| 1:07:09 | その上で、 |
| 1:07:14 | 鳥栖ページの 34 ページにある通り、 |
| 1:07:17 | 衛藤加来。 |
| 1:07:27 | ①のアナログ式煙感知器が流れて、 |
| 1:07:32 | 放射線量が高い場所についてはアナログ式煙感知器が故障してしまうので、 |
| 1:07:38 | そういうものをはじくためにこちらのところで、このような分岐を分けて |
| 1:07:52 | すいません葛西。 |
| 1:07:54 | 所も、 |
| 1:07:56 | 秋吉。 |
| 1:07:58 | 経験のニイツです。 |
| 1:08:00 | 江藤俊ページのまず 34 ページのところです。 |
| 1:08:05 | ITスタートとしておりますが、 |
| 1:08:08 | 後の次のところの選定フローというところで |
| 1:08:11 | 評価値と、あと図の 2 という |
| 1:08:21 | PLOHSページの 16 ページのところ |
| 1:08:24 | なりますか。 |
| 1:08:30 | 16 ページのところでは東海第 2 として、 |
| 1:08:42 | 火災、 |
| 1:08:50 | POSページの 34 ページに戻りまして、 |
| 1:08:55 | ということで選定フローのところでは、すべての感知器がラインナップされている状態。 |
| 1:09:00 | 続いて誤差 |
| 1:09:12 | で、②のところを飛ばしまして、三つ目の③のところ |
| 1:09:16 | で、 |
| 1:09:17 | 検定品を |
| 1:09:32 | 赤い |
| 1:09:35 | 筒井 |
| 1:09:37 | ステージの 36 のところで、 |
| 1:09:40 | 環境条件、 |
| 1:10:03 | サイトウ |
| 1:10:09 | 煙、この④番のものを、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:10:13 | 下の方に、 |
| 1:10:25 | 環境条件を考慮した |
| 1:10:28 | か否かっていう |
| 1:10:32 | 記載の仕方といたしますか。 |
| 1:10:34 | 環境条件はどの探知機でも投与するのかなあとは思っているんで、 |
| 1:10:41 | このまあ、さっさと学部だけで取ると、環境条件を超える |
| 1:10:48 | と思ったので、 |
| 1:10:53 | この辺は、 |
| 1:10:59 | 次のここでNoにいて①②③が来る、Noのところ、 |
| 1:11:04 | 北井。 |
| 1:11:05 | 芝田もそうなんですけど、この検討したか。 |
| 1:11:11 | あるような気が。 |
| 1:11:18 | 今振り形は、 |
| 1:11:24 | 角岡 |
| 1:11:26 | の辺は、どうしてこういう書きぶりになったの。 |
| 1:11:33 | 飯尾先生 |
| 1:11:43 | で、イエスかノーではっきり分けられるよう、 |
| 1:11:52 | 記載にした方がよろしい。 |
| 1:12:53 | すいませんちょっと補足させてください。このフローチャートで、 |
| 1:12:58 | 環境条件というふうに言ったときには、まずどこを指して、どこにその環境条件がこのフローチャートの中に書いてあるんでしたっけっていうのをまず、 |
| 1:13:08 | 認識を確認させてください私の認識としては、 |
| 1:13:12 | この通しの 36 ページのところにあるやつは、お近くの話と通しの 34 ページの、 |
| 1:13:19 | ちょうど、赤い四角がちょうど何ていうんすかね。 |
| 1:13:23 | の間ぐらいにちょっと切れてる。 |
| 1:13:26 | ところに環境条件っていうのが書いてあるんですけども、その環境条件のことを指しているのかどうかと。 |
| 1:13:34 | いうのをまず確認させてください。 |
| 1:13:44 | やはり上から二つ目の四角の中の 2 行目のところに環境条件と、 |
| 1:13:51 | という言葉が入ってその環境条件でいいんですかね。 |
| 1:13:55 | 原燃の新津です。 |
| 1:13:58 | おっしゃられた環境条件、 |
| 1:14:06 | 考慮すべき |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:14:11 | 通しページの 36 ページでありました環境条件と申し上げているのが、 |
| 1:14:17 | SPEEDI35 ページのほうでそれぞれ |
| 1:14:44 | 私が認識してるものと合ってるかどうか。 |
| 1:14:47 | 再度じゃ、言葉と、 |
| 1:14:49 | はしていた。 |
| 1:14:50 | 直していくと、ここの通しの 35 ページのところにあるこのしか食うそれぞれが、 |
| 1:14:58 | ここの 36 ページの一番上の各環境条件と、 |
| 1:15:05 | いう言葉を表していると。 |
| 1:15:07 | いうことになると、ということなんですかね。 |
| 1:15:11 | 県連の新津です。そのように考えております。 |
| 1:15:17 | はい。火災対策室の斎藤です。もしそうだとするとですよ。さっき私が言った 34 ページのところ、通しの 34 ページで書いてある環境条件とは、 |
| 1:15:28 | 違う意味で環境条件という言葉を使っているということになりますよね。だとすると、ここの三島市の 35 ページのこの四つの条件、 |
| 1:15:40 | であることを、36 ページ、通し 36 ページの一つ目の、この各環境条件というところで、きちっとポスターの |
| 1:15:50 | それですよっていうふうに追記しないと、という言葉に、何ていうんすかね、適正化しておかないと。 |
| 1:15:58 | 多分今のタナベからね。 |
| 1:16:00 | 質問、 |
| 1:16:02 | の答えをうまく答えきれてないような形になると思うんですけども、そこを適正化できますか。 |
| 1:16:13 | 現在のニイツで承知いたしましたちょっと適正化の検討を行いたいと。 |
| 1:16:26 | 浅井さん。 |
| 1:16:49 | 宗火災対策室タナベですけど、教授の |
| 1:16:54 | Bの |
| 1:16:57 | 障防法。 |
| 1:16:59 | に基づく 1 種類のところですけど、 |
| 1:17:02 | ここの一番右側で、 |
| 1:17:05 | 該当場所っていうところの一番最後のポチ 2 排気塔モニター設置規格ってあるんですけど、 |
| 1:17:12 | これほぼ次のページの表受補足っていう表があって、 |
| 1:17:20 | この一番右側の列の下から 3 番目と 4 番目に、 |
| 1:17:25 | 排気塔モニター。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:17:28 | AとBがあるんですけど、 |
| 1:17:31 | 設置しない場所ですよねこの標準の補足。 |
| 1:17:37 | 矛盾してるのかなと思ったんですけど。 |
| 1:17:51 | 元のニイツです。ちょっと、そうですね |
| 1:17:55 | 通しの 19 ページでは障防法というちょっと 19 ページの方ではつけない。 |
| 1:18:04 | 思い、 |
| 1:18:15 | 続いてこの標準補足の |
| 1:18:18 | 1 なんて |
| 1:18:22 | で、 |
| 1:18:23 | ちなみに消防法上の感知器も 1 個もついていないと、そういう認識で間違いないでしょうか。 |
| 1:18:35 | 問題ありません。 |
| 1:18:39 | 葛西田井さん。 |
| 1:18:41 | さらに質問なんですけど、それって、消防法の 32 条によりついてないと、そういう認識で間違いないでしょうか。 |
| 1:19:53 | 元の、 |
| 1:20:15 | 代替策。 |
| 1:20:17 | 今は下限がないので、設置しませんというのは |
| 1:20:23 | その文章で、 |
| 1:20:37 | をしている。 |
| 1:21:08 | 県連の方に、 |
| 1:21:14 | すぐ |
| 1:21:33 | すみませんちょっと質問の仕方が悪くて申し訳ないんですけども要は消防法施行令 32 条の適用かどうかっていうのは要は今までのその経緯の中で、 |
| 1:21:44 | 障防法での整理って昔したことあるんでしたっけってことを今申し上げてるわけですよ。そこについて、以前のそのヒアリングにおいて、 |
| 1:21:55 | 十分にその部分、 |
| 1:22:01 | どうでしたかっていう話が、 |
| 1:22:03 | あった話だったと私は理解してますので、ここで |
| 1:22:08 | 元日本原電として、お答えいただくのはあくまでもこれは炉規法上で、 |
| 1:22:15 | 炉規法上の今回のこの区分の中で、この区分Aというものをきちっと説明を、 |
| 1:22:23 | するということをお願いいただければそれでよかったですけれども、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:22:28 | 要はそこ 1 個 1 個、後で場所をもう一度、どういう場所で、 |
| 1:22:34 | どういう状況になってると。 |
| 1:22:36 | いうのを、個別にまた確認させていただきますんで、そこは大丈夫ですよね。 |
| 1:22:46 | 元の三つです。承知いたしました。 |
| 1:23:02 | 火災対策室の高橋です。46 ページで、ちょっと先ほども話題に挙がってたんですけども、 |
| 1:23:09 | 環境条件で考慮すべき環境条件で、そもそも障害物を間考慮すべき環境条件に挙げて理由をちょっと教えてください。 |
| 1:23:35 | 浅香サイトウ高瀬ちよつとつけ足しますね。環境条件って消防士施行規則の中にも、こういう感知器はこういう場所にも抜けませんよという環境条件の |
| 1:23:46 | 条件があつて、あと火災防護審査基準の中にも、原子力施設特有の、例えば放射線が高いところっていう環境条件の、 |
| 1:23:56 | はありますけども、障害物ってちょっとあまり聞いたことなくて、なぜ等、当人さんの方で、 |
| 1:24:02 | あげてるのかなという疑問です。 |
| 1:24:08 | 元例の三つです。消防法施行規則くうの、その炎感知器キー |
| 1:24:16 | について定められ、 |
| 1:24:21 | 月井については、 |
| 1:24:23 | 障害物等により、有効に火災の発生を感知できないことがないように設けることという記載があるので、障害物という言葉を使用している。 |
| 1:24:34 | 葛西ソウノ高瀬要するに、 |
| 1:24:37 | この感知器を選んだ後に、障害物に気を付けてつけましようねっていう話であつて障害と、 |
| 1:24:45 | 障害物 |
| 1:24:47 | がどうのこうのだからこの感知器選べませんよっていうのではないですよね。 |
| 1:24:52 | この菅地区及び真下でつける上で障害物を 2 機をつけて、死角がないようにつけましようというだけの話であつて、選択する環境条件、 |
| 1:25:03 | 別に |
| 1:25:18 | 原燃の新津ですおっしゃる通りと。 |
| 1:25:25 | はい。火災対策室の高橋です。 |
| 1:25:28 | であれば、 |
| 1:25:30 | 何かいらぬのかなとちょっと私個人は思いました以上です。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:25:35 | 限度についてちょっと検討させていただきたいと。 |
| 1:25:49 | いいですか。 |
| 1:25:50 | はい。火災対策室の齋藤です。 |
| 1:25:54 | 前回のフローチャートと表に比べると、わかりやすくなっているところではあるんで、 |
| 1:26:02 | そのレベルに合わせて、ちょっと確認を幾つかさせていただきたいんですけども。 |
| 1:26:09 | やっぱり、 |
| 1:26:10 | 最初、私、 |
| 1:26:12 | さっき、さっきもちょっと確認したんですけども、 |
| 1:26:16 | 表条件という言葉が結構都合よく使われてその指す言葉が、 |
| 1:26:23 | いろいろと |
| 1:26:25 | 定義がちょっと変わっちゃっていないかなというところを、まず、 |
| 1:26:30 | 確認をさせていただきたいんですね。さっきのページをもっとちゃんと書いたのは通しの13ページのところにまず最初に |
| 1:26:41 | 上から二つ目の四角に環境条件という言葉が入ってますよねと、 |
| 1:26:46 | さっき |
| 1:26:47 | 確認してもらったところはちょっと置いて次に表8のところ2、通しの16ページですね。 |
| 1:26:55 | ここにも、環境条件という言葉がくっついてて、この環境条件、 |
| 1:27:03 | 表8-8 そのもののところに考慮すべき環境条件というのがあってここに※がついててこう齋藤2ではっていうふうに書いてあって、 |
| 1:27:11 | ここには、温度変動、空気流ゾーンアイ水蒸気というのが環境条件という言葉で書いてあるんで、 |
| 1:27:19 | その下に、 |
| 1:27:20 | 今度またもう一つこれ |
| 1:27:24 | 実際に優先順位でどう選んでいくかというフローチャートありますよねそこに、 |
| 1:27:29 | 一つ目の四角で考慮すべき環境条件がある場所かっていうところにもう一つ※がついてて、この米については、大空間で食べ煙が滞留しにくい環境放射線の影響を受ける環境。 |
| 1:27:45 | それからインターのinカセ8河成の雰囲気の話。 |
| 1:27:49 | それから屋外環境という言葉で |
| 1:27:53 | 書いてあったりするんですけども、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:27:56 | これはすべて指してるものが違うということによろしかったんでしょうかというのがまず一つ目の確認です。 |
| 1:28:37 | 現在の |
| 1:28:44 | 投資、 |
| 1:28:46 | 選定フローの環境、 |
| 1:28:49 | その中で、 |
| 1:28:52 | 通すページの、 |
| 1:28:55 | 16 ページで、 |
| 1:28:57 | 記載をしている。 |
| 1:28:58 | 表 8 中の環境条件、 |
| 1:29:02 | と。 |
| 1:29:03 | ええ。 |
| 1:29:05 | その下の図 2 で示している環境証券というところ。 |
| 1:29:09 | と認識しましたが、こちらにつきましては、 |
| 1:29:12 | 当人として考慮すべき環境条件として |
| 1:29:17 | いずれも同じものですね、体育館で煙が滞留しにくいもの、放射性 |
| 1:29:43 | 現在、 |
| 1:29:53 | を指しており、 |
| 1:29:57 | はい。火災対策室の齊藤です。まず、環境条件というものの書き方の表現が多分その直近の |
| 1:30:07 | ものに合わせて多分理解しやすいように書いてあると思うんですけども、若干違うのは補足くうすればいいと思うんですけど、書きぶりが結構ちょっと表現が大きく違ってきたりするので、 |
| 1:30:20 | まず環境条件という言葉を使ったときに、 |
| 1:30:27 | 日本原電としては何を指しているのかというのをきちっと網羅的に、 |
| 1:30:32 | まず A と書いて明らかにし、 |
| 1:30:36 | していただきたいなというのがまず 1 点目のお話で、もしその環境条件というのが今、通しの 16 ページの図 2 のところの、 |
| 1:30:46 | やつは、それはちょっと違いますよという話であるのであればですね、そこはできる限り、※に書いてある内容、 |
| 1:30:54 | 具体的にさ |
| 1:30:57 | ホシコ、 |
| 1:30:58 | 戸田 |
| 1:30:59 | もそここのところに落とすとか、そういうような形で、環境条件という言葉はあまり使わないように、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:31:07 | して、記載をしていただきたいんですけれども、先ほどの |
| 1:31:12 | フローチャートの中の環境条件と同じようにですね、していただきたい、適正化していただきたいんですけれどもそこはよろしいですか。 |
| 1:31:30 | はい。カセ |
| 1:31:34 | 次に、 |
| 1:31:36 | 表の 9 について、 |
| 1:31:39 | ちょっと |
| 1:31:41 | いただきたいんですね。 |
| 1:31:43 | 四つワー、 |
| 1:31:44 | すごい間 |
| 1:31:46 | な話なんですけど、 |
| 1:31:48 | 1-18 ページの、 |
| 1:31:51 | ⑥番のところに熱感知カメラで、 |
| 1:31:55 | これって以前もあったけど、アナログ式か非アナログ式ってここって基本的には斜線になるはずなんですけれども、これは簿記になるんですかねそれとも |
| 1:32:06 | 何か意図があってアナログ式という言葉を使っているんでしょうかすみませんまずそこ確認させてください。 |
| 1:32:48 | 原電の新津です。こちらちょっと、前回、 |
| 1:32:59 | ただ一応熱感知カメラとしては審査基準で要求されてるアナログ式に合致するものって、 |
| 1:33:08 | 火災対策室、 |
| 1:33:11 | ミツイ |
| 1:33:11 | 別にアナログ、いわゆるアナログであるかどうかについての言及は、 |
| 1:33:16 | 火災防護審査基準では一切書いてないはずなの。 |
| 1:33:21 | ことがまず |
| 1:33:24 | その上でですね。 |
| 1:33:25 | 熱監視、熱感知カメラの場合、 |
| 1:33:29 | ここの右側のところで誤作動防止対策の話と、 |
| 1:33:35 | 本来は、追記されてないといけない話があってそれはどこかのところにもちょっと書いてあったと思うんです。 |
| 1:33:43 | どっかに書いてあったような気がするんですけど、例えば |
| 1:33:50 | 通しの 17 ページの③番のこの感知器のところで、 |
| 1:33:56 | 外構の話が書いてあって、 |
| 1:33:59 | 要はそういった外向の影響がないですよみたいな話があったと思う。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:34:06 | 熱感知カメラについても、基本 |
| 1:34:08 | は同じような、ぼ作動防止対策を多分講じられてる |
| 1:34:16 | を、基地 |
| 1:34:24 | 近年のニイツ、 |
| 1:34:29 | あと次に、 |
| 1:34:31 | また 18 ページ、通しの 18 ページの公表の後半の方に戻っていただいて、 |
| 1:34:38 | ちょっとこれ技術的に何を意味してるのか教えて欲しいんですけども |
| | ⑤、一つ上の⑤番の区分のところ、 |
| 1:34:49 | 防爆型の煙感知器とか熱感知器の話があって特にその熱感知器の方の話なんですけれども、 |
| 1:34:58 | これって一。 |
| 1:35:00 | 今、誤作動防止対策のところ、 |
| 1:35:06 | 高く設定するから、誤作動する可能性は低いって書いてあるんですけども、 |
| 1:35:12 | これって熱感知器の |
| 1:35:14 | 動作原理からいって、 |
| 1:35:16 | 別に |
| 1:35:19 | 言っていないような気が。 |
| 1:35:22 | にしているのかな。 |
| 1:35:22 | というのを知りたいですってぐ |
| 1:35:24 | 何を聞きたいかという、 |
| 1:35:28 | どう |
| 1:35:29 | 基本的には |
| 1:35:32 | 非アナログ式の場合だと、やり方って、幾つかあったと思うんですけど 大隙代表的なもののやり方ってすいません防爆型で適用されてるかどうかは理解してませんけども、 |
| 1:35:44 | サーミスタ使って、温度を確認するというやり方と、それから売メタル使って、 温度がなった時にその金属の処理でパンとスイッチが入るというやり方と二つあって、 |
| 1:35:58 | dす。 |
| 1:36:00 | どっちを使う。 |
| 1:36:01 | 誤作動防止対策っていう |
| 1:36:06 | ミスターでやるんだとすると、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:36:09 | 温度の話をして、一応情報としてはとっているわけである程度の温度に達したとき具体的には多分傾向値だと思って、 |
| 1:36:18 | 違う。 |
| 1:36:19 | 足した分、足した場合には、その値をシンボとして送り出すんで、実際にはその分、誤作動防止対策としてやるときには、 |
| 1:36:30 | 周囲の環境温度よりも十分に高いという話は一つ沿い、そういったやり方の話としてあるのであればそういう書き方をしないと意味がよくわからない。 |
| 1:36:40 | 倍メタルの場合だと、じゃそれどうなんですかみたいな話で、その場合メタルの場合で、周囲の温度がどうこうという話というよりは、 |
| 1:36:51 | 実際には倍メタルだから、要は温度で決まってるから、それで、そもそもその誤作動の簿金属のそもそもの物性から考えて、 |
| 1:37:02 | 誤作動防止対策として成り立ってるはずというふうに主張されるのか、どっちなのかなというような気がするんですけども、ここで書いてある、この |
| 1:37:12 | この三行のこの表現って一体何を指してるんですかねということ、私の今の頭の話、頭で理解してる話を踏まえてちょっとご説明いただいてもよろしいですか技術的に確認する必要があんだらう後日回答でも結構。 |
| 1:37:37 | 元のニイツでちょっと確認して回答させていただきたいと思い |
| 1:37:46 | 火災対策室の齋藤です。そういうことでとりあえず技術的に内容説明できるようにしていただきますねという話です。 |
| 1:37:57 | あと、 |
| 1:38:01 | どうしようかな。 |
| 1:38:03 | 前の、通しの 17 ページの前半の表の部分なんですけど、 |
| 1:38:20 | 答えづらかったらすみませんもう一度聞き直してもらったらいと思う。聞き直して欲しいんですけど、③番の、 |
| 1:38:26 | 天井が高くってというのは多分数字入れられると思うんですよね。大空間となってる場所。 |
| 1:38:32 | いう、 |
| 1:38:35 | 説明の仕方って、 |
| 1:38:40 | 大空間ってどうとらえているんですかって話を。 |
| 1:38:42 | 衛藤なんかもうちょっと補足して欲しいんですけどもここってぐアリタの個別具体の話聞いた時にその確認をさせていただいた方がいいのか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:38:53 | それとも何かこう、条件として明確に大空間っていうのはこういうことをさしてるんですよっていう具体的な説明ができるのであればちょっと教えて欲しいんですけども。 |
| 1:39:05 | どういう意味になるんですかね。 |
| 1:39:07 | どういうふうにとらえておけばいいんですかねこの部分。 |
| 1:39:26 | 現状 |
| 1:39:32 | 障害となるものがないという、 |
| 1:39:50 | 西方の |
| 1:39:51 | 煙感知器を設置することについての話ではないということだけ先に。 |
| 1:39:57 | 要はここで分離型の煙感知器採用することについては別に何ら問題はないと思ってますけれども、要はこの大空間っていう言葉をどういうふうに、きちっと説明 |
| 1:40:08 | ということだけです、すいませんけど |
| 1:40:11 | 後で確認をさせていただきたい。 |
| 1:40:28 | はい。火災対策ササキ私からは今のフローチャートと表示表 8 表 9 表示のところについては、確認は以上に、 |
| 1:40:42 | はい、衛藤規制庁イトウです。 |
| 1:40:44 | 残り時間がちょっと少なくなってきましたけど、 |
| 1:40:54 | はい。ちょっとつづ |
| 1:40:56 | はい。 |
| 1:40:58 | とりあえずこちらの聞きたいところももうちょっとあるので続けたいと思います。 |
| 1:41:03 | すいませんその前にちょっと投資No10 フローの |
| 1:41:10 | 通しの 12 ページから 12 ページで、先ほどのやりとりで、 |
| 1:41:16 | ひしがた二つ目三つ目の順番のところで許可と許可に書いてあるみたいなところが発言ありましたけどあれって、 |
| 1:41:26 | 本文の話ですかそれともテンパチの話ですか。 |
| 1:41:31 | 原燃のニイツです。 |
| 1:41:39 | えっとですね。 |
| 1:41:54 | とそれから、相当、 |
| 1:41:57 | 同じページで設置しないところの条件の話なんですけど前回のヒアリングで修文中編と区分された場所、 |
| 1:42:08 | いうところの話をして、 |
| 1:42:10 | このフローには入ってるんですけど、後ろの方の、 |
| 1:42:15 | 10 何ページだっけ、10、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:42:20 | 19 年 19 ページとか、 |
| 1:42:24 | 或いは、 |
| 1:42:29 | はいどうだった。 |
| 1:42:31 | 当初 23 ページとかですかね |
| 1:42:35 | ここに記載がなくてですね、図、資料の中での並びというか、その設置しない条件というところで、認識されてるのであればそれは変えて欲しいなと思ってます。 |
| 1:42:50 | で、 |
| 1:42:51 | その上で、通し 20 ページアノ標準の補足なんですけれども、 |
| 1:43:00 | ここはもうあの周辺と区分されているという条件が加わってもう前回、 |
| 1:43:09 | ヒアリング資料からは特に変更がなくて、というところ。 |
| 1:43:15 | のようなんですけれども、 |
| 1:43:17 | この例えば、 |
| 1:43:20 | 1 階通路っていうのはまさに通路になってるようなところだと思うんですが、これはどういう、周辺と区分っていうところの、 |
| 1:43:29 | 意味合いはどういうふうに整理されてますか。 |
| 1:44:05 | すいませんちょっと今、 |
| 1:44:07 | 回答は、 |
| 1:44:10 | できますか。図面を見ながら、後日でも構いませんけれども、 |
| 1:44:18 | 池根井 |
| 1:44:19 | 宗です |
| 1:44:20 | 図面を見て後日ちょっと回答させていただければと。 |
| 1:44:25 | はい。鬼頭イトウで承知しました。 |
| 1:44:29 | そうしましたら、 |
| 1:44:34 | そうですねちょっと私から最後 2、 |
| 1:44:38 | 今日の資料の 3 についてなんですけど、 |
| 1:44:43 | 煙吸引、 |
| 1:44:45 | 検出設備、 |
| 1:44:49 | 資料 3 を出してもらって設備の仕組みはわかったんですけど、 |
| 1:44:59 | 前回齋藤室長から、 |
| 1:45:03 | 聞いていたアノ体操区域を、 |
| 1:45:06 | カバーできる能力があるかという点で言うと、 |
| 1:45:11 | ちょっと |
| 1:45:13 | 要するにその区域で火災が発生したとして検知できるかという点では、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:45:20 | あまり説明としては足りてないような気がするんですがそこはいかがですか。 |
| 1:45:26 | 網羅的に検知できる。 |
| 1:45:28 | ような設備になっているかという説明はありますか。 |
| 1:46:29 | 県のニイツです。補足資料の3で、 |
| 1:46:35 | 検討させていただいたものの中で、 |
| 1:46:37 | 香典式スポット型感知器2種相当であること。 |
| 1:46:41 | を確認して、今、 |
| 1:46:45 | 障防法というか症例と同等の、 |
| 1:46:48 | 考え方に基づいてその辺、 |
| 1:46:54 | 後で |
| 1:46:59 | 再対策し、 |
| 1:47:02 | 認識にずれがあると思うんで、ちょっとこの部分、 |
| 1:47:06 | 深掘りして確認させていただきたいんです。 |
| 1:47:11 | いただいて、 |
| 1:47:12 | あと資料だと、多分その結果として示されているのが、表の3-1だ、第3の1票っていうところ2、 |
| 1:47:21 | 書いてあって、何が書いてあるかという、 |
| 1:47:25 | 煙の検知原理はこれはスポット型と同じで多分スポット型がな中に埋め込まれてるからなんでしょうねというのはそこはわかりますけど、 |
| 1:47:36 | 濃度については、と書いてあるんです。 |
| 1:47:41 | この辺の濃度でみたいなのが書いてあってただこの濃度がアナログしきいの部分になってるかどうかということについてまではこれではちょっと読み取れないんですけど多分なってるんでしょうか。 |
| 1:47:53 | 9位へと9円管と真ん中のところに、検知時間については、それは省令通りになってますよねというのはそこはわかっているんですけども、 |
| 1:48:04 | 救援間救援配管の長ささあのところと、9、肺炎こう取り付けピッチのところ、 |
| 1:48:16 | もう |
| 1:48:19 | 書いてあるんだけども休園高がどういう取り付けピッチであれば、この他範囲が確認できるのかとか、もっと言うと、試験をどのように、 |
| 1:48:31 | して、どの範囲のものであれば、きちっと吸引できて、確認できるのかってところが、そこがこの表からはちょっと読み取れないんですよ。 |
| 1:48:42 | できれば部分って多分 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:48:46 | プラントごとにきちっと何をどういう試験をして、どの範囲でもって、この能力があることを確認しているのかというところがないと、 |
| 1:48:57 | 一つのポイントとしては多分OKなんでしょうけれども、その範囲のカバーの範囲がわからないと、実際その前、お示しいただいてる図面の中で、どこに |
| 1:49:10 | 救援行、 |
| 1:49:11 | 置いてるから、それでだ |
| 1:49:14 | 網羅的に確認できるのかっていう確認ができないんですよ。 |
| 1:49:19 | 今私が申し上げたことって、ご理解いただけましたか。 |
| 1:49:53 | 県連の新津です。衛藤。 |
| 1:49:56 | 詳細の内容についてちょっと、 |
| 1:50:02 | はい。 |
| 1:50:07 | だったり、 |
| 1:50:15 | 火災対策室の齋藤です。火災防護審査基準をきちっと、 |
| 1:50:21 | 火災防護審査基準の下位バックフィットになってる。 |
| 1:50:24 | 改正の趣旨をよくよく確認していただきたいんですよ。今回我々としては、バックフィットとしては、その空間の中で、網羅的に確認できるというのが一つのポイントになってるんですよ。だから障防法の、 |
| 1:50:40 | 施行規則の 23 条 4 項の話を引き張ってきているんですよ。そこについて、 |
| 1:50:46 | だから空間全体としてどのように行うのかということでそもそも、 |
| 1:50:52 | 火災区域火災区画を設定してる理由っていうのが、そもそも火災というのは、火災防護対象機器のあるものを、空間を全体を守るということが他のそのハザードとは違うからってことから始まっているわけですけども、 |
| 1:51:05 | そうした中で、空間の中で網羅的に煙をきちっと吸引できると、というような話でないと、 |
| 1:51:15 | 要はか、火災防護審査基準のバックフィットの趣旨に沿った形にならないので、だから、この救援こう |
| 1:51:24 | 救援コウノ、 |
| 1:51:25 | この能力について、 |
| 1:51:27 | 確認をさせていただいてるんですけども、そこの考え方についてご理解いただけてます。 |
| 1:51:36 | 元の、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:51:40 | じゃあすいませんけどもそういうことで救援コウノ、能力、どの、その点を中心にしてどれぐらいの |
| 1:51:47 | の範囲でスポット的な能力を確認できるのかという資料について、 |
| 1:51:54 | この今回のこの資料 3 に追記していただきたいんですけどもよろしいでしょうか。 |
| 1:52:00 | 元年度に、 |
| 1:52:08 | はい、規制庁伊東です。私からは以上です。 |
| 1:52:14 | 私から 1 点ちょっと苦言を呈しておきたいことがあって、 |
| 1:52:20 | 資料今日今回の資料 1 の、 |
| 1:52:26 | 難波の |
| 1:52:30 | と、 |
| 1:52:31 | は、8 分の 4 ページの、 |
| 1:52:34 | ナンバー 28。 |
| 1:52:37 | のところで、 |
| 1:52:40 | 一番最後に先行プラントと同様ですって書きぶりをしてるんですよ。 |
| 1:52:45 | 私が聞きたいのは、先行プラントといかに同様なのかということを知りたいわけではなくって、 |
| 1:52:52 | 東海第 2 の日本原電として、その PRA、そのプラントに合わせてどのようにきちっと解釈をして考えているかと、いうことを聞きたいわけですよ。 |
| 1:53:03 | だからこの、8 分の 4 の 28 番の、 |
| 1:53:07 | この部分については、こういう書き方をしたら答えていないのと同然なんですよ。 |
| 1:53:12 | 具体的 |
| 1:53:14 | 何を確認したいのかというと、 |
| 1:53:17 | 今日の資料 2 のところの、通して言うと、 |
| 1:53:23 | 9 ページのところ、 |
| 1:53:26 | で、 |
| 1:53:27 | 9 ページのところは、そもそも何を確認、何を確認したのかということ、 |
| 1:53:35 | 8 ページのところは、まず、機器の選定の話、 |
| 1:53:41 | しますよねということでそこに合わせてきちっと |
| 1:53:44 | 用語の定義のところについては調整いただいたという話ですよ。で、 |
| 1:53:50 | 次 9 ページのところは何を見てるかっていうと、3.2 のタイトルのところで、火災区域とかさ。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:53:57 | ということで、要は火災というハザードを、機器が火災があったときに、限られた空間全体で、守りますよねっていうそういったところの火災区域火災区画の設定のところの話をされ、 |
| 1:54:11 | その部分の話をしてるわけです。で、 |
| 1:54:14 | 既工認の基本設計のところ、 |
| 1:54:17 | だから火災区域火災 |
| 1:54:20 | せ |
| 1:54:21 | 関係しているところをきちっと書いといていただければいいわけなんですけれども。 |
| 1:54:26 | 今回、ご説明いただいているところのこのなお書きの部分、 |
| 1:54:31 | このなお書きって、火災区域とか火災区画の設定に、 |
| 1:54:35 | 関係あるのであれば、それはコンペ先ほど言った通りバックフィットの趣旨に基づいて、表現としてどうなんすかねという話になりますし、そもそもこれ火災区域火災区画に関係ないと。 |
| 1:54:48 | いう話であるのであれば、最初からこの部分、この設定の部分について、 |
| 1:54:53 | 削除するか、 |
| 1:54:54 | 多分直すか削除するとどっちかしかないんですよ、だってここ書いてある、説明したいのは火災区域火災区画野瀬。 |
| 1:55:01 | 設定の話なんで、 |
| 1:55:03 | それに関係してないところは書く必要そもそもないんですから、 |
| 1:55:10 | それって、今私が申し上げたことって、ご理解いただきます。 |
| 1:55:33 | 原電の新居です。おっしゃられることはちょっと理解、 |
| 1:55:37 | くうの、 |
| 1:55:38 | 表現ではないというところで理解をいたしましたのでちょっと修正するか。 |
| 1:55:45 | 火災対策室の齋藤です。よろしくお願ひしますあくまでもここその火災区域とか火災区画の設定に、 |
| 1:55:52 | 既工認として、 |
| 1:55:55 | と、日本原電としてはどのように考えているかということの説明するための部分ですんで、必要ないものは書く必要ありませんし、 |
| 1:56:04 | 必要あれば、 |
| 1:56:07 | 今回のバックフィットの趣旨に合わせて直さなきゃいけないところがあるんであれば直せばいいだけの話ですんで、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:56:13 | その部分、きちっと確認して、適正化の必要があるかどうかまたは資料の修正の必要があるかどうかについて、確認をお願いいたします。 |
| 1:56:22 | はい。以上です。 |
| 1:56:24 | 私からは以上です。 |
| 1:56:30 | はい。規制庁西内です。 |
| 1:56:33 | 衛藤。 |
| 1:56:34 | ちょっと話聞いヒアリング通じてちょっと聞いてて疑問に思ったのが1個等あとはちょっともう1個全体的な全体的な部分的な話でちょっと今後に向けて、説明をして欲しいというところで今日の説明は別に回答は不要なので、 |
| 1:56:47 | そこに向けてのコメントということでちょっとお願いしたいんですけど。 |
| 1:56:51 | 1点目はこれは |
| 1:56:54 | 認識の確認なんですけど、何かこっちからその障防法通り遅れてるんですかって話をよく聞くときに、個数はちゃんとありますっていう回答がよく聞こえてくるんですけど。 |
| 1:57:05 | 多分、若干認識は私違ってて、個数があればいいっていうものではないと思っていて、 |
| 1:57:11 | あくまでその平米あたりに何個っていうか置き方は具体的に障防法規制5規則にあって、ただそれが有効に監視できるように置かなきゃいけないよと、だからいうなればの恥 |
| 1:57:22 | ある区画とある区画があって、ある区画の端っこの方にありました。隣の区画はもうまた端っこの方にありましたってそれは有効なのかって多分そういう考え方が消防法の中にもあると思っていて、 |
| 1:57:33 | だから、いわゆる個数があればいいっていうわけじゃないっていう理解をしてるんですけどそれは理解は共通理解で大丈夫ですかね。 |
| 1:57:40 | あくまで有効に監視できるに置かれてなきゃいけないよっていうのが消防法施行規則の考え方にあるっていうふうに理解してるんですけどそれはいいイコールで大丈夫ですかね。 |
| 1:57:53 | 点検で、 |
| 1:57:57 | すみません承知したというよりは、同じ認識で大丈夫ですかねという認識の確認なんですけど、同じ認識ではわかりました。だから今後説明いただく時に、あくまで個数だけの話を聞きたいわけではないということとはちょっとご認識をいただければと思いますと。 |
| 1:58:12 | 提案はこれは一つですねもう一つはちょっと次回以降で結構なんですけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:58:17 | パワポの資料の、本資料というか通しの、 |
| 1:58:29 | 同士の |
| 1:58:31 | 32 ページ、設置方法の方の話なんですよね。 |
| 1:58:36 | ちょっと以前のヒアリングでちょっと話してたら申しわけないんでちょっと忘れちゃったので一応念のためなんですけど、 |
| 1:58:41 | 結局消防法に基づき置きますよと、その中で工事基準書に基づく置き方もやりますよっていうことを書いてるじゃないですか。 |
| 1:58:50 | これ令和 4 年 1 月 26 日だったかな。令和 4 年 1 月の |
| 1:58:58 | 26 日の院規制委員会の議題とかって確認されてましたっけ。 |
| 1:59:05 | 把握されてますかね。その中でまさにこういう工事基準書に基づくやり方とかって、どういうふうに消防要は火災防護審査基準との関係で扱うかっていう議題をやっていて、 |
| 1:59:16 | その中で、当時の山中委員からも発言されているのがオープンになってますけど、 |
| 1:59:21 | 機械的に要は適用するわけじゃないよねとよねと、要はちゃんと発電所とか原子力発電所っていうな特殊な場所じゃないですか。 |
| 1:59:28 | そういった場所にもちゃんと適用できることを確認するんだよねっていうような、若干附帯決議じゃないですけど、そういった条件つき的な話がかかれてるので、 |
| 1:59:36 | それはちゃんと頭として確認されてるって理解でいいのかで、今資料上それ多分明記されてないと思うので、されてるんであればやることをちゃんと説明してくださいというこれは今後に向けて結構ですので、 |
| 1:59:50 | 県で伸びてる。 |
| 1:59:53 | ます。 |
| 1:59:58 | 火災対策室のサイトウですちょっと今後の話で、1 個教えといて欲しい話があるんですけど、 |
| 2:00:06 | その今の |
| 2:00:09 | ニシウチの話もさることながら、後の方に何ページだったかの 40 ページが、通しで言うと 40 ページぐらいから、図面が入ってますよね。 |
| 2:00:19 | この図面って今どういう位置付け、どれぐらいの精度になってるかっていうのをちょっと教えといてもらってもいいですかね今から |
| 2:00:26 | 我々火災対策室として、これの図面をちょっとどういう形に、 |
| 2:00:32 | なってるかを、 |
| 2:00:33 | 見ていこうと思っているんですけども、今これどれ、前、ご説明あった通り、とりあえず場所、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 2:00:41 | というのはまずアノここの場所にこういうものがついてますっていう、なんだっけ。 |
| 2:00:46 | そういう図面を提出出していただくっていう話があってそのあとにまたあの場所については、また調整したものをお示しますっていうふうに聞いてるつもりなんですけれども、今 |
| 2:01:00 | 40 ページ以降の詰めてどういう位置付けになってましたっけっていうのをすいません教えてください。 |
| 2:01:43 | 元の三つです。40 ページ以降の資料につきましては河西菅月井の |
| 2:01:52 | 塀の面積だと。 |
| 2:01:57 | 設置位置についてです。 |
| 2:02:07 | 火災対策室の齋藤です。位置付けとしてはわかりました。 |
| 2:02:12 | そうするとね、 |
| 2:02:17 | えっとですね。 |
| 2:02:21 | 6、 |
| 2:02:22 | と。 |
| 2:02:23 | 何で確認してるかっていうと、68、通しで言うと 68 とカー。 |
| 2:02:30 | 69 とか、 |
| 2:02:36 | 図面を見てると、 |
| 2:02:40 | 感知器が全部片側に寄ってる。 |
| 2:02:43 | アノところがあって、これって、一応 |
| 2:02:47 | 入れた上でここになってんのかなというのがちょっと疑問だったんで、それで今の状態を確認させていただいたんですけれども、これは |
| 2:02:57 | 要は不自然になってるやつはまだそういう市が反映されてないっていうことなのかそれとももう大体もう全部これは終わってますよって話なのかだけちょっとすいません教えてください。 |
| 2:03:11 | もっと言うと、もう一つ前の 67 ページのところ、 |
| 2:03:15 | あれですよねもっと同じような話で、何か片側に両方に片側にどうよっていうのがありますよね。過去こういうやつが、どういうふうに見とけばいいのかっていうのを教えてください。 |
| 2:03:42 | 衛藤。 |
| 2:03:43 | 今、 |
| 2:03:44 | 例示で、 |
| 2:03:46 | ご確認いただき、 |
| 2:03:47 | 不自由な |
| 2:03:52 | プロット。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 2:03:55 | これ実態のプロットで、 |
| 2:03:58 | 後でゆっくりと確認させていただきます。 |
| 2:04:04 | ムロイでございます。 |
| 2:04:06 | これ実態だということでございます。 |
| 2:04:09 | 事項がありますので、そういうのはですね少し補足の8時台にですね、ご丁寧にならんとご説明加えようかなと思ってますそうでないと、これだけ見てしまうとこう皆さん疑問がお持ちになるんじゃないか。 |
| 2:04:22 | まして、 |
| 2:04:23 | まず時間 |
| 2:04:24 | もありましたので、 |
| 2:04:27 | まずはですね、実際のはイシイが |
| 2:04:38 | 施工後、 |
| 2:04:43 | そういうところが、 |
| 2:04:50 | 火災対策室のサイトウシマととりあえず位置付けとしては、理解しましたので、その図面の中身については、すいませんが別途確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。 |
| 2:05:08 | はい。 |
| 2:05:09 | はい。 |
| 2:05:10 | 浅井と磯楠田。 |
| 2:05:12 | のヒアリングの最後に、河西。 |
| 2:05:16 | 区画火災区域区画。 |
| 2:05:18 | 表。 |
| 2:05:19 | ちょっと見せていただいたんですけど、それはまた今後提出ということでよろしいですか。 |
| 2:05:27 | ここに今もらってる、今齋藤がちょっとお話しした図面の区域区画番号。 |
| 2:05:37 | ただだとちょっと |
| 2:05:39 | ここはどういう状況で感じ幾つのところとかっていうのは、この資料だけだと読み取れないんですが、また後日、 |
| 2:05:49 | 区域区画の一覧表ができて突合ができて、それで確認ができるというそういう理解で間違いないでしょうか。 |
| 2:06:30 | 県連 |
| 2:06:33 | 区域 |
| 2:06:35 | イマセ。 |
| 2:06:35 | の修正を行ってちょっと再度 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 2:06:41 | はい、葛西質ワタナベです。わかりました。今修正中ということを理解しました。 |
| 2:06:52 | 現年ヒロキでございます。 |
| 2:06:54 | 今おしゃれ、 |
| 2:06:56 | 慣れているのは以前ご提示させていただいている、細かな表。 |
| 2:07:04 | から、別な何か表を出すようなイメージ。 |
| 2:07:09 | 为什么呢か。 |
| 2:07:11 | なくて、 |
| 2:07:16 | NVLAPその1の表のことでその表のことです。 |
| 2:07:22 | 申し訳ありません。今、最終、最終断面なんですけどもこれブラッシュアップ、またしております、 |
| 2:07:28 | 具体的にはレビジョンわんで、別途またご提出、ご提示したいなというふうには考えて、 |
| 2:07:39 | の点は理解します。 |
| 2:07:46 | 性はあるんでしょうか。 |
| 2:07:52 | お示ししている、ご提示させていただいた図面なんですけど、 |
| 2:07:57 | 先ほどアノニイズから申し上げた通り、現時点でついているポイントをです、現場のポイントを押さえながらプロスタートしておりますので、 |
| 2:08:07 | ほぼ |
| 2:08:09 | それぞれのエリアでこのへんっていうようにお示ししていますけども、 |
| 2:08:14 | ついてるところがわかったのはわか分かる絵にはなっているというように認識して、 |
| 2:08:21 | ます。 |
| 2:08:26 | わかりました。衛藤。 |
| 2:08:28 | ちょっと凡例のところなんですけれども一部ですね、笠井地域の境界っていうのが二つあるのでこの辺だけ確認をお願いします。 |
| 2:08:37 | 元のです。ちょっとそちらは動きとなりますので、修正の |
| 2:08:49 | はい。規制庁西内です。 |
| 2:08:52 | 他に規制庁側から何か確認しておきたい点よろしいですか。はい。 |
| 2:08:56 | ちょっと時間も過ぎてますが最後スケジュール感だけちょっと確認をしますけども、今日概ねフォロー全体的なフローのところは大枠はある程度共通理解が進んだのかなと。 |
| 2:09:08 | ただ一方で環境条件とかちょっと具体的に考えていることがもう少しわかるようにとかそういう話だったかなと思いますので、フローは引き続き |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| | ちょっと修正中実はいただき、いただいて考えてる設計内容がわかるようにちょっとまた説明をいただければと思いますと。 |
| 2:09:22 | 合わせてちょっと今、最後の方にもちょっと話ありましたが、大枠の考え方が理解できてきたのでちょっと今後具体的な図面とかの確認を我々も進めていきたいと。 |
| 2:09:32 | 思ってますので、そういう意味では資料できましたら、もう順次出させていただいて、出てきたものから我々ちょっと確認事実確認をちょっと進めていきたいと思っていますというところでしょうか。 |
| 2:09:41 | はい。 |
| 2:09:43 | 具体的なちょっと資料提出時期とかあとヒアリング日程についてはまた東京支社案オガタつって、事務的に調整させていただければと思いますのでまためどが立ったらご連絡をいただければと思います。 |
| 2:09:54 | はい。 |
| 2:09:56 | どうもありがとうございます今西内さんからおっしゃってた通りのアクションが残っていくなと思っておりますので、それは適切にやらせていただいて、 |
| 2:10:04 | あとこのフローのほぼ |
| 2:10:08 | 固まってきたことからですね、これを今度基本設計方針の方に反映するっていうのもありましたので、そちらもあわせて、きちんと対応したいと思い、 |
| 2:10:18 | はい、規制庁ニシウチですそうですねフローがしっかり固まればあとはその内容を起こすだけだと思っているので、そういう意味ではどっちかっていうとちょっとそろそろ具体的な図面の確認を我々も進めていきたいかなあという気がしていてで、 |
| 2:10:33 | 仮にですよ、図面確認していったって、あれこれ、考慮しなきゃいけない環境条件があるじゃんとか、そういう話になるとまたフローに戻るわけですよ。そういう意味では順番的にはまず具体的な内容を先に進めた上で基本設計方針でもいいかなと思いますけど、 |
| 2:10:48 | 同時に出せるようだったらもうどんどん出してもらって、そちら我々もどんどん確認を進めますので、優先順位的にはまず具体的なものをまず整えてもらう方が先でもいいかなとは思いますが、 |
| 2:10:59 | できればどんどん進めてもらうってそんなイメージかなと思ってます。 |
| 2:11:05 | そこら辺は何かそちらからもご希望があればどんどん言っていただければと思いますので。はい。今考えてるのはそのイメージで考えてますっくらいですね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 2:11:17 | 要は承知いたしました。私どもも |
| 2:11:20 | かなりリソースも限られてる方の力ですねちょっと優先順位をつけてやらさせていただきます。 |
| 2:11:25 | ただずるずると遅くならないようにはしたいと思いますのでよろしくお願いいたします |
| 2:11:31 | 規制庁西内ですよろしくお願いいたします。 |
| 2:11:34 | 衛藤。 |
| 2:11:35 | 一応あと今日はもし今日のヒアリングやった内容で、何か共通にするとかちょっと疑問点があれば、それはまた別途事務的に確認してもらえればあくまで事務的な確認範囲で、 |
| 2:11:47 | しますので、また適宜ご連絡いただければと思います。 |
| 2:11:51 | はい。では全体通して日本原燃の方から何かありますか。よろしいですか。 |
| 2:11:58 | はい。 |
| 2:11:59 | はい、規制庁側から全体として何かありますか。よろしいですか。はい、じゃあ今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。